

高知県中山間地域交流促進事業（いこうち！）交通費等助成 よくある質問集

- 1 助成を受けるまでの流れ …………… 1 P
- 2 助成要件(助成金対象者など) …………… 1 P
- 3 助成対象について …………… 1～2 P
- 4 助成の内容・経費について …………… 2～3 P
- 5 申請・提出書類について …………… 3～4 P
- 6 家族(夫婦・子ども連れ等複数人)や友人と参加する場合について ……… 4 P

1 助成を受けるまでの流れ

- 1) プログラム申込時 ⇒ 助成要件をご確認ください。
- 2) プログラム参加後 ⇒ ①参加者アンケートへご回答ください。その際、交通費助成の申請予定欄にチェックを入れて、氏名を記入してください。
②助成金申請書に必要な事項を記入し、添付書類(振込先口座がわかるもの)とともに事務局に提出してください。
- 3) 申請後 ⇒ 事務局から、助成決定とお支払予定日をメールでご連絡します。

2 助成要件（助成対象者など）

Q 1：助成を受けることができる者（助成対象者）の要件はありますか？

- A 1：以下のすべてを満たす方が対象となります。
- ①高知県以外に在住している者
 - ②「いこうち！」を通じてプログラムに参加した者
 - ③15歳以上（中学生を除く）の者
 - ④参加したプログラムの主催団体等の構成員でない者

Q 2：その他に必要な要件はありますか？

A 2：参加後に参加者アンケートにご回答いただくことを助成の要件としていますので、アンケートへご回答のうえ助成金の申請をお願いします。また、助成金申請書に記載の誓約事項の確認が必要です。

3 助成対象について

Q 3：すべてのプログラムが助成の対象ですか？

A 3：「いこうち！」掲載のプログラムが対象となりますが、一部、助成対象外のプログラムもあります。その場合は、プログラムに「助成対象外」と表記しています。

Q 4：「いこうち！」に掲載されていないイベントに参加しましたが、対象となりますか？

A 4：対象となるのは、「いこうち！」に掲載されたプログラムのみです。同じプログラム主催者が実施するイベントであっても「いこうち！」に掲載されていないものは対象外となります。

Q 5 : 居住地とはどういう意味ですか？

A 5 : 居住地とは、例えば、県内出身の方が住民票を移さずに県外に住み県外の大学に通っている場合は、現在実際に居住している県外市町村を居住地とし、住民票の所在の有無ではありません。居住地について、虚偽が発覚した場合は返還の対象となりますのでご注意ください。

4 助成の内容・経費についてQ 6 : 助成金はどのように算出されるのですか？

A 6 : 居住地から目的地までの往復の交通費と宿泊費（プログラム参加日またはその前日に係る高知県内の宿泊で、プログラムに参加するための行程上、やむを得ないと認められるものに限る。1人あたり上限12,000円/泊、申請1回につき2泊まで）の総額の1/2が1,000円以上かかる場合に限り、助成します。

助成金額は、申請いただいた内容から高知県の旅費規程に基づいて算出した金額となり、実際にかかった金額とは異なりますので、ご承知おきください。

また、算出された金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額を助成することとなります。

Q 7 : 対象となる交通機関は何ですか？

A 7 : 自家用車、レンタカーのほか、航空機、新幹線、鉄道、高速バス、タクシー等の公共交通機関での移動が対象となります。

助成金申請書に、実際に利用した交通手段を記載してください。

Q 8 : 自家用車やレンタカー、タクシーで移動した場合は、どのように金額が算出されるのですか？

A 8 : 自家用車やレンタカー、タクシーで移動の場合は、移動距離に係るガソリン代や高速道路利用料金相当額が対象となります。

移動距離に係るガソリン代は、高知県の旅費規程に基づく計算式（移動距離(km)×37円）で金額を算出します。

移動距離については、高知県旅費システム又は経路検索サイト(Google マップ等)で検索し、算出します。

なお、レンタカーのレンタル代やタクシーの利用料金は助成の対象外となります。

例) 徳島市から甲浦集落活動センターなぎ（東洋町）のプログラムにレンタカーで日帰りで参加する場合
徳島市～甲浦集落活動センターなぎ（東洋町）間の距離 84.5km

距離 84.5 km×37円/km×2（往復）×1/2（助成率）＝ 3,126円

↓ 1,000円未満切り捨て

助成額 3,000円

Q 9 : 宿泊費はどのように算出されるのですか？

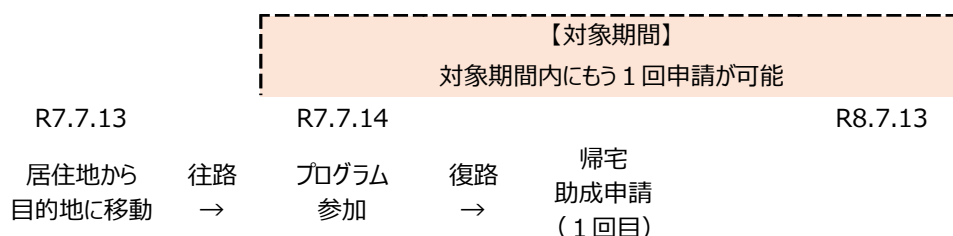
A 9 : 宿泊施設（ホテル、旅館、民泊施設等。旅館業、住宅宿泊事業法による営業許可をもつ施設に限る）へ宿泊した場合を対象とし、提出いただく領収書により判断します。素泊まり料金が対象となり、1泊あたり税込 12,000 円までが助成対象経費の上限です。上限を超える場合は、税込 6,000 円（12,000 円の半額）が助成金額となります。延長料金は対象外です。

Q 10 : 助成金の上限額はいくらですか？

A 10 : 1 回の助成金額の上限は、四国内居住者は 5,000 円/人、四国外居住者は 10,000 円/人となります。ただし、助成金の申請額が予算額に達した場合は、その時点で受付を終了させていただきますので、ご了承ください。

Q 11 : 助成回数に制限はありますか？

A 11 : 助成を受けることが出来る回数は、居住者 1 人につき 2 回までを対象とし、初めてプログラムに参加した日から起算して 1 年以内を対象期間とします。

Q 12 : プログラムに参加したが、助成申請をしなかった場合、対象期間の取扱いはどうなりますか？

A 12 : 最初に助成申請をしたプログラムの参加日（実施日）を対象期間の開始日としますので、申請をしなかった場合は対象期間の設定はされません。

Q 13 : 申請の 1 回目と 2 回目が、同じプログラム主催者のプログラムへの参加でも申請は可能ですか？

A 13 : 可能です。

5 申請・提出書類について

Q 14 : 申請に必要な書類等は何ですか？

A 14 : ①助成金申請書、②振込口座情報が分かるもの ③宿泊費の領収書 が必要です。

Q 15 : 助成金申請書はどこで入手できますか？

A 15 : 「いこうち！」募集ページからアクセスできる高知県中山間地域対策課ホームページからダウンロードしてください。

Q 16 : 助成金申請書の提出期限はありますか？

A 16 : プログラムに参加した日から起算して 30 日を経過した日又はプログラムに参加した日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに申請してください。期限を過ぎた後の申請は受け付けることができませんのでご注意ください。

申請先は、最終ページの【助成金申請書の提出先】を参照してください。

Q 17 : 振込口座は本人名義のものでないといけないのでしょうか？

A 17 : 助成金を振り込むための口座は、必ず本人名義のものとしてください。

なお、助成金の振り込みを確実にを行うため、助成金振込先の口座通帳（口座情報が書かれているページ）又はキャッシュカードのコピー、ネットバンクの口座情報が確認できる画面のスクリーンショット等、口座情報（銀行名、口座名義人の氏名、口座情報等）が確認できるものを添付してください。

Q 18 : 交通費を支払ったことを証明できる書類は必要ですか？

A 18 : 不要です。ただし、宿泊費については Q14 のとおり、領収書の提出をお願いします。

Q 19 : プログラムに 2 回参加したが、まとめて申請することは可能ですか？

A 19 : まとめての申請は可能ですが、1 回の参加につき 1 枚の助成金申請書が必要です。また、提出期限の起点は 1 回目のプログラム参加日となりますので、ご注意ください。

Q 20 : 主催者の都合や天候不良等によりプログラムが開催されなかった場合、交通費等のキャンセル料は対象になりますか？

A 20 : 申し訳ございませんが、キャンセル料は対象となりませんので、予めご了承ください。

6 家族(夫婦・子ども連れ等複数人)や友人と参加する場合についてQ 21 : 子どもは助成対象になりますか？

A 21 : 15 歳以上（中学生を除く）の方であれば、対象となります。

Q 22 : プログラム申込みは全員が行う必要がありますか？

A 22 : プログラムへは代表者が申し込み、応募フォーム内で全員のお名前、生年月日を記載してください。（各々で申し込みをする必要はありません。）

Q 23 : 助成金申請書は人数分必要ですか？

A 23 : 申請書は 1 人 1 枚必要です。

Q22 のようにプログラムへの申込みを代表者で行った場合も、助成金申請書は 1 人ずつ提出してください。

Q 24 : 1 台の車で移動した場合、同乗者全てに助成金が支払われますか？

A 24 : 車 1 台につき、運転された方 1 名分のみが対象となり、同乗者に対し交通費分の助成は行いません。なお、宿泊費については、同乗者の方も含めプログラムへの参加者全員が助成対象です。

Q25：代表者の口座へ一括して支払いしてもらうことはできますか？

A 25：申し訳ございませんが、代表者への一括支払いはできません。助成金申請者本人名義の口座に限らせていただきますので、ご了承ください。

【助成金申請書の提出先】

○郵送の場合

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

高知県総合企画部中山間地域対策課内

いこうち！事務局 担当者宛

○メールの場合

080601@ken.pref.kochi.lg.jp